西日本新聞
2014年 9月19日（金曜日）

きょうの紙面

経済	6、32面
こだま、小説	7面
生活	8、9面
文化	15面
スポーツ	19～21面
碁・将棋	23面
地域版	26～31面
商況	16、17面
テレビ・ラジオ	23、25面

アジア研究の権威に文化賞 33面

「暴追の日」団結

特定危険指定暴力団工藤会が本拠を置く北九州市の繁華街を、飲食店関係者や警察官がパトロール。「暴力団は出て行け」と声を上げた。 ▶35面

気象庁泣かせの夏

今年に入り、気象庁の季節予報は「外れ」が続いている。予報技術は進歩しているのになぜ？　専門家は地球温暖化による気候変動の影響を指摘する。 ▶33面

円安、6年ぶり108円台　3、6面
アジア大会きょう開幕　20、35面
星野監督、今季限り退任　21面
チューリップの歌声再び　31面
佐世保事件の遺族が手記　34面

基準地価

福岡市2年連続上昇

三大都市圏 住宅地もプラス

国土交通省は18日、7月1日時点の都道府県地価（基準地価）を発表した。景況感の改善を反映して東京、大阪、名古屋の三大都市圏は、2008年以来6年ぶりに住宅地平均がそろって上昇に転じ、商業地も上昇幅が拡大した。九州では、福岡市の住宅地と商業地が2年連続で上昇。長崎市の商業地が23年ぶり、熊本市の住宅地が18年ぶりにそれぞれ上昇に転じた。ただ、地方圏全体ではなお80％が下落しており、都市部との格差が広がりつつある。

【6面に解説、32、33面に関連記事】

地方での二極化進む

全国平均は、住宅地がマイナス1・2％で23年連続、商業地が同1・1％で7年連続の下落。都道府県単位では、全てで下落幅縮小か上昇幅拡大、またはマイナスがプラスに転じるなど変動率が改善した。国交省は「住宅需要の拡大や不動産投資の活発化が続き回復基調が広がっている」と分析している。

三大都市圏は前年に商業地平均が5年ぶりにそろって上昇に転じ、今年は住宅地も追いついた格好。上昇地点の割合は、住宅地47％（前年は34％）、商業地68％（同48％）でいずれも大幅に増えた。東京都の上昇率は住宅地が1・3％、商業地が2・7％でともに全国トップ。20年の五輪・パラリンピックに向けたインフラ整備への期待感が地価を押し上げた。

地方圏は二極化が進んだ。人口が増えている福岡市や仙台市は住宅地、商業地ともに上昇率が拡大。来春の北陸新幹線金沢延伸を控えた金沢市の商業地もプラスに転じた。ただ、地方圏全体では過疎化の進展などを反映し、住宅地、商業地ともに80％が下落した。

九州7県の平均は、住宅地がマイナス1・7％、商業地が同2・2％で下落率はいずれも改善。九州の住宅地と商業地で上昇したのは計287地点。全体の10％にとどまっているが、前年からは126増えた。

地価の最高地点は、東京都中央区銀座2丁目の「明治座銀座ビル」で1平方メートル当たり2260万円。前年より220万円上昇した。

基準地価は国土利用計画法に基づき都道府県が毎年7月1日時点で調査する。今年の対象は約2万1700地点。（黒石規之）

基準地価の変動率

※前年比％　▲はマイナス

		住宅地		商業地	
		13年	14年	13年	14年
全国平均		▲1.8	▲1.2	▲2.1	▲1.1
三大都市圏		▲0.1	0.5	0.6	1.7
	東京圏	▲0.1	0.6	0.6	1.9
	大阪圏	▲0.4	0.1	0.4	1.5
	名古屋圏	0.7	0.9	0.7	1.5
地方圏		▲2.5	▲1.8	▲3.1	▲2.2
	九州	▲2.2	▲1.7	▲2.9	▲2.2

延命治療について知っておきたいこと
～こころに添う最期～
●西日本新聞　書店で好評発売中

DENSPLY SANKIN
銀歯から白い歯へ！
www.z-kan.jp

IWC総会

調査捕鯨先延ばし決議

南極海 日本、15年度再開堅持

【ポルトロジュ共同】ストロベニア南部ポルトロジュで開催していた国際捕鯨委員会（IWC）総会は18日、日本が計画を策定する南極海での調査捕鯨を事実上先延ばしすることを求めたニュージーランド決議案を、反捕鯨国による賛成多数で可決するなどして閉幕した。 【5面に関連記事】

採決を受け、森下丈二日本政府代表は「科学的なデータの収集はクジラの資源管理を行っていく上で必要不可欠だ」と強調し、予定通り2015年度から南極海での調査捕鯨を再開する方針を堅持する考えを示した。

決議には法的な拘束力はないが、国際司法裁判所（ICJ）が南極海での調査捕鯨の許可を出せないよう変更されるが、決議に法的拘束力はない。（ポルトロジュ共同）

ワードBOX

国際捕鯨委員会（IWC）と調査捕鯨　国際捕鯨取締条約は、調査捕鯨を許可することを締約国政府の権利として認めている。IWCのルールでは、加盟国が調査捕鯨を行う際はIWC科学委員会に事前に計画を示し、調査目的が科学的にどうかなどを議論することが決められている。今回の総会で決議が可決されたことで、科学委員会だけでなく総会での勧告が出るまで、その国の政府が調査捕鯨の許可を出せないよう変更されるが、決議に法的拘束力はない。（ポルトロジュ共同）

司法取引導入を答申

法制審 可視化は一部に限定

法制審議会（法相の諮問機関）は18日、警察と検察による取り調べの録音・録画（可視化）の義務付けや司法取引の導入、通信傍受の対象拡大を柱とした法改正要綱を全会一致で採択し、松島みどり法相に答申した。法務省は刑事訴訟法などの改正案を来年の通常国会に提出する方針。 【3面に「読み解く」】

不適切な取り調べを防ぐための可視化がごく一部の事件に限られた一方、司法取引では虚偽の供述を巻き込む危険性が指摘されており、刑事法の大きな変革となる。

法制審議会が法相に答申した法改正要綱のポイント

- 容疑者取り調べの全過程の録音・録画（可視化）を警察
- 検察に義務付け

国際捕鯨取締条約の権利として認めている。IWCのルールでは、加盟国が調査捕鯨を行う際はIWC科学委員会に事前に計画を示し、調査目的が科学的にどうかなどを議論することが決められている。今回の総会で決議が可決されたことで、科学委員会だけでなく総会での勧告が出るまで、その国の政府が調査捕鯨の許可を出せないよう変更されるが、決議に法的拘束力はない。（ポルトロジュ共同）

ただ日本は「決議は法的拘束力がない上、国際捕鯨取締条約の内容を超えており整合しない」として、15年度からの再開は可能だと捉えている。

この日は、沿岸の小型捕鯨でミンククジラ17頭の捕獲枠を設けることを求めた日本提案や、南大西洋にクジラの禁漁区（サンクチュアリ）を設定するとのブラジルなどの提案もそれぞれ採決され、いずれも決定に必要な4分の3の賛成票を得られず否決された。

調査捕鯨を新たに計画した際、IWC科学委員会だけでなく、総会からも勧告が必要になる。次回の総会は16年の予定で決議に従えば調査捕鯨の開始は早くても16年度からになる。

あす
福岡　30 27 19
北九州　30 27 19
筑豊　30 27 18
筑後　30 29 19
佐賀北　30 27 17
佐賀南　30 27 18
長崎北　30 30 20
長崎南　30 27 20